

JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第 1 章 総則

第 1 条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用）規約」（以下、「E X 予約コーポレート規約（E 予約専用）」といいます。）の附則とし、E X 予約コーポレート規約（E 予約専用）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 本規約第 2 章（EX-IC サービス）、第 3 章（付帯サービス）、第 4 章（サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め）及び第 6 章（EX-IC 携帯電話機）、ならびに、第 2 章、第 3 章、第 4 章及び第 6 章に関連する本規約上の一切の条項については特約条項とし、当社所定の同意書により同意を行った法人会員に限り適用するものとします。
3. 「エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）及びカード会員規約に定める IC 乗車票使用者（以下、単に「IC 乗車票使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

第 2 条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
 - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (5) 「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
 - (6) 「提携企業」とは、法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
 - (7) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (8) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が E X 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 2 条の定めにより登録した事項（E X 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
 - (9) 「IC 乗車票」とは、E X - I C 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 E X - I C 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約及び E X 予約コーポレート規約（E 予約専用）に

定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、第2章、第3章、第4章及び第6章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用してEX予約コーポレート規約（E予約専用）第9条に定める受取を行ったことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者もしくはIC乗車票使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章 EX-IC サービス

第4条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、携帯電話またはパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」といいます。）において入出場する際にEX-ICカードまたはEX-IC携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC運送契約」といいます。）となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員、カード使用者またはIC乗車票使用者にとって不利になる場合があります。

第5条（EX-IC運送契約の内容）

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとします。
2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込む場合、本サービスのWebサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示または会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとしま

す。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第 3 条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。
5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示または会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
10. IC 乗車票使用者は、IC 乗車票の受取を除く IC 乗車票の取扱いに限り、EX-IC 運送契約の締結をした者とみなします。

第 9 条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができます。

第 3 章 付帯サービス

第 10 条（付帯サービス）

当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第 4 章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

第 11 条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」といいます。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとし、
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
 - (2) システム等に障害が発生した場合。
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
 - (4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。
4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとし、
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録された e メールアドレスへの eメールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとし、
2. 前項の通知が本サービスの Web サイトまたは当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が e メールによって行われる場合、当社が e メールを送信するときに会員情報として登録された e メールアドレスに宛てた e メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、会員情報として登録された e メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために e メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、e メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第5章 EX-IC カード

第14条 (EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第15条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第16条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員、カード使用者または IC 乗車票使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、IC 乗車票の取扱いについても準用します。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
 - (3) EX-IC カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合。
 - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適切でないとして当社が認めた場合。
 - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第

三者に提供等した場合。

(7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。

(8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-IC サービス運送約款」または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

(9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合。

(11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
 - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。
 - (6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. カード会員規約第 3 条に定める貸与カード(以下、「貸与カード」という。)を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報(以下、「カード情報」という。)が漏洩等し、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第 26 条によります。
5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第 26 条に定める補償

はありません。

第 18 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

第 19 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC カードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) エクスプレス・カード (E 予約専用)、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (4) 当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。

第 6 章 EX-IC 携帯電話機

第 20 条 (EX-IC 携帯電話機)

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社 (以下、「JR 東日本」といいます。)) が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、) について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。
3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機及び EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外には使用できません。
5. EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、

その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

6. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。
7. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他全ての環境（以下、「利用環境」といいます。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。
8. カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常にご利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

第 21 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限及び更新）

1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員またはカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

第 22 条（EX-IC 携帯電話機の登録取消）

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消さないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - (1) 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。
 - (2) EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用させた場合。
 - (3) EX-IC 携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (4) EX-IC 携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。
 - (5) その他、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合。
2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 23 条（EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難）

1. カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合には、法人会員またはカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
 - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合。

(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. 貸与カードを紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード情報が漏洩等し、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第 26 条によります。
5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第 26 条に定める補償はありません。

第 24 条 (EX-IC 携帯電話機の再登録)

カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

第 25 条 (当社の免責事項)

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (3) エクスプレス・カード (E 予約専用)、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (5) 当社が第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した EX-IC 携帯電話機による駅における入出場により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (6) JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

第 7 章 その他

第 26 条 (債権譲渡及び債権供担保の禁止)

法人会員及びカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 27 条 (相殺禁止)

法人会員及びカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権と

も相殺することはできないものとします。

第 28 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 平成 27 年 8 月 29 日